

年金電話相談センター事業に係る業務委託に関する総合評価基準書

## 評価基準

本総合評価基準は、年金電話相談センター事業に係る業務委託に関する要求要件の総合評価について示したものであり、評価手続き等は次のとおりである。

### 1 評価手続

#### (1) 仕様準拠の確認

仕様書に記載された全ての要件を満たしていること。

「総合評価基準」(別紙1)に記載された全ての必須評価項目について、仕様書で示された最低限の要求要件を満たしているものは「合格」とする。必須評価項目について、仕様書で示された最低限の要求要件を満たしていないものがある場合は「不合格」とする。

#### (2) 評価方法

評価方法については、次のとおりとする。

イ 合否の判定により「合格」となった企画書に対し「基礎点」を与え、さらに「総合評価基準」(別紙1)で示す各評価項目について、評価の観点及び加点基準に基づいて評価を行い「加点」を与える。

ロ 「加点」は「総合評価基準」別紙1で示す各評価項目をその重要度に応じ3つの評価区分(最重要・重要・普通)に区分し、企画提案内容の優劣について「加点基準」に基づき基本的には相対評価を行うことにより付与する。なお、特に優位な企画提案内容がある場合は、下位の企画提案内容について加点しない場合がある。

ただし、「加点対象項目の評価方法」(別紙2)に掲げる加点対象項目の加点方法については、「加点対象項目の評価方法」(別紙2)に基づき付与する。

#### (加点基準)

提案書で示されている各評価項目の記述内容について、以下のような観点から相対評価を行う。

本調達目的・背景等が正しく理解され、企画提案内容に具体的に反映されている。

企画提案内容の妥当性、実現可能性について、他の選択肢との比較検討や結論に至る検討過程が具体的に明示されるなどして説得力を有する。

「総合評価基準」(別紙1)の入札仕様書要求要件に示す各項目に対する評価観点の具体的項目を満たしている。

### 2 採点方式

得点配分は800点(基礎点400点+加点400点)とする。

加点は、各評価項目に関する「最重要」、「重要」、「普通」の区分に応じ、加点基準に基づいた3段階の評価(A、B、C)に応じ以下のとおり加点する。

評価 \ 区分	最重要	重要	普通
A(相対的に優位)	60点	40点	20点
B(標準)	30点	20点	10点
C(相対的に劣位)	15点	10点	5点